

第17回 契約・調達管理会議 議事要旨

1 開催日時

令和6年5月15日（水曜日）16時00分から17時15分まで

2 開催場所

東京都庁第一本庁舎14階 14D会議室（オンライン会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○鶴川 正樹 監査法人ナカチ／公認会計士
川口 貴史 公益財団法人東京2025世界陸上財団総務企画室財務副部長（契約・調達課長事務取扱）
滝口 広子 北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
中山 正晃 東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第一課長
森谷 真咲 公益財団法人日本陸上競技連盟事務局経営企画部管理課長

（2）事務局

東京都生活文化スポーツ局

4 要旨

（1）開会

（2）議事（発言者の敬称略）

ア 東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーターズポンサーシップ契約 （放送・エンゲージメントサービス）【資料1】

<説明・確認>

案件の概要について、事業担当者から主に以下を説明。

- （ア）「放送・エンゲージメントサービス」カテゴリにおけるスポンサー契約を締結する。
本カテゴリについては、昨年12月に財団とWAとで締結したカテゴリリリース契約において、「WAのメディアパートナーであり、日本国内における本大会の公式放送局であるTBSにのみ付与できる」旨が規定されていることから、スポンサー契約規則に基づき、特別契約により契約締結する。
- （イ）カテゴリの対象となる製品／サービスは、放送・エンゲージメントサービス。
- （ウ）特別契約であるため、調達との同時入札は行わない。

<質疑・意見など>

滝 口：今後見込まれる調達案件の予定価格について、その価格の客観性をどのように担保するか、考えをお聞きしたい。

担当者：他の大会の類似事例や市場価格を情報収集し、出典などを明確にしながら価格の妥当性を説明できるようにしたい。

イ 東京 2025 世界陸上サポーター（電気公共サービス・ガス・ガス公共サービス）スポンサーシップ契約【資料 2】

<説明・確認>

案件の概要について、事業担当者から主に以下を説明。

（ア）「電気公共サービス・ガス・ガス公共サービス」 カテゴリーにおけるスポンサー公募を行う。

（イ） カテゴリーの対象となる製品／サービスは、電気公共サービス、ガス、及びガス公共サービス。

（ウ）現時点では調達の予定がないため、公募のみ実施する

<質疑・意見など>

特になし。

ウ 東京 2025 世界陸上サポーター（イベント医療サービス）スポンサーシップ契約【資料 3】

<説明・確認>

案件の概要について、事業担当者から主に以下を説明。

（ア）「イベント医療サービス」 カテゴリーにおけるスポンサー公募を行う。

（イ） カテゴリーの対象となる製品／サービスは、イベントで使用する医療機器及び医薬品等の調達・管理、イベントにおける医務室・フィジオルーム等の運営。

（ウ）現時点では調達の詳細が未定のため、調達との同時入札は行わず、公募のみ実施する。

<質疑・意見など>

鵜 川：どのような業種の事業者が応募することを想定しているか。

担当者：各種イベントにおいて医務室の体制をパッケージとして提供できるような事業者を想定している。

エ 東京 2025 世界陸上競技選手権大会における宿泊関連業務等委託【資料 4】

<説明・確認>

案件の概要について、事業担当者から主に以下を説明。

（ア）宿泊関連業務を円滑かつ効率的に実施するため、大会関係者（選手、W A 関係、審判員、メディア等）が必要とする宿泊施設の確保や予約受付、宿泊料の徴収・精算など

の業務を委託する。

(イ) 主な業務として、計画・準備業務（宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など）、運営業務（大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営）、大会後業務（利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算）を行う。

(ウ) 令和6年3月19日に締結したスポンサー契約（カテゴリー：旅行代理店及びトラベルパッケージサービス）により供給優先権を有する事業者と特別契約を締結する。

<質疑・意見など>

鵜 川：スポンサー供給優先権に基づく特別契約ということだが、提示された価格が予定価格を超える場合はどうするか。

担当者：財団の契約ルールに基づき、スポンサーと価格交渉を実施する。それでもなお、提示価格が予定価格を上回る場合は、他の事業者からの調達を行う。

オ 令和6年度 会計監査業務委託【資料5】

<説明・確認>

案件の概要について、事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 財団の行う組織運営及び事業活動に関して、会計的取引の妥当性や財務情報の信頼性の確保を目的として、令和6年度の会計監査業務の委託を行う。

(イ) 主な業務として、計算書類について法令等の規定に基づき行う監査業務、財団理事・監事との情報共有・連携業務、財団の内部監査部門との情報共有・連携業務、四半期ごとに開催する三様監査意見交換会会議の場での情報共有・意見交換等を行う。

(ウ) 財団の監事は、現在の会計監査人を交代すべき特段の事情はなく、再任する意向を示したことから、財団財務規程に則り特別契約を締結する。

<質疑・意見など>

滝 口：監事の会計監査人に対する評価は、どのような形で確認しているか。

担当者：様式に記入する形で監事に評価してもらっている。評価の視点は、会計監査の体制や、監事や内部監査部門との連携などである。

現時点では、昨年度末までに把握できている範囲での評価になるため、5月末にある期末監査後に、両監事から改めて最終的な評価をしてもらう予定である。

鵜 川：見積書について、監査時間や単価はどのくらいか。

担当者：工数だけではなく、リスクなど多くの要素に基づき算定されているとのことであり、監査時間や単価による積算の内訳は示されていない。

鵜 川：監査法人は企業に対して、どの程度の時間をかけて監査を行うのか示す必要がある。積算根拠の詳細を改めて確認し、再度本会議に付議いただきたい。

(3) 委員長によるまとめ

- ・契約予定案件のうち、議事案件のア～エについては、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。
- ・議事案件オについては、継続して審議を行うこととする。

（４）閉会